

福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業 (市町村公共施設支援事業) 補助金交付要綱

(通則)

第1条 県は地域における地球温暖化対策を推進するため、県内市町村、一部事務組合及び広域連合並びに福島県病院局（以下「市町村等」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(趣旨)

第2条 補助金は、「平成23年度地域環境保全対策費補助金（再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金）及び災害廃棄物処理促進費補助金（災害等廃棄物処理基金）交付要綱」（平成23年11月30日付け環政計発第111130001号、環廢対発第111130001号環境事務次官通知）（以下「国交付要綱」という。）により交付を受けて県が管理する「福島県地球温暖化対策等推進基金（以下「基金」という。）」によって、市町村等が行う再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入等を行う事業を支援し、環境先進地域（エコタウン）の構築に資することを目的とする。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助金は、市町村等が自ら実施する「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業及び災害等廃棄物処理基金事業実施要領」（平成23年11月30日付け環境省総合環境政策局長、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）（以下「国実施要領」という。）別表第1の1に定める公共施設再生可能エネルギー等導入事業（以下「基金事業」という。）を対象とする。

- 2 基金事業に要する経費は、当該事業に要する総事業費から単独事業費、寄附金その他の収入の額を控除して算出された額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）の定額とする。なお、基金事業の対象経費の内容は国実施要領別表第4及び別表第5に掲げるものとする。
- 3 補助金は、市町村等が行う基金事業に要する経費について、当該市町村等に対して交付するものとし、その額は、基金の範囲内でかつ当該基金事業を実施する年度の歳出予算の範囲内において知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

- 2 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。
- 3 市町村等は、補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、事業の属する年度の4月1日以降にあらかじめ再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業（市町村公共施設支援事業）指令前着手届（第1号様式-2）を知事に提出するものとする。

ただし、当該規定は本要綱施行日以降に着手するものから適用する。

4 市町村等は、補助金の申請を行うに当たり、特別会計などの納税事業として事業を実施する場合は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金交付の条件）

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

（1）当該設備の整備に要する経費相互間において20%以内の変更をすること。

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

（1）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国交付要綱及び国実施要領の定めに従うべきこと。

（2）規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

（変更の承認）

第6条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業（市町村公共施設支援事業）変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

（概算払）

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 補助金交付の決定の通知を受けた補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業（市町村公共施設支援事業）補助金概算払請求書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（1）事業進捗状況に関する書類

（2）契約書等の写し

（状況報告）

第9条 知事は、補助事業者に対し規則第11条の規定による事業の遂行の報告を、再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業（市町村公共施設支援事業）実施状況報告書（第4号様式）により必要に応じて求めるものとする。

2 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業（市町村公共施設支援事業）完了報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業（市町村公共施設支援事業）実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月10日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 契約書等の写し
- (2) 工事請負に類する場合は、完成届写し、検査調書写し及び出来型写真
- (3) その他知事が必要とする書類

2 市町村等は、第4条第4項ただし書きにより交付申請した場合に、前項の実績報告の提出に当たって当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。

3 市町村等は、第4条第4項ただし書きにより交付申請した場合に、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を第7号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の交付の請求）

第11条 補助金交付の決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業（市町村公共施設支援事業）補助金交付請求書（第8号様式）を、速やかに知事に提出しなければならない。ただし、第8条により補助金全額の概算払を受けた場合はこの限りでない。

（財産の処分の制限）

第12条 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、国実施要領に定める財産とする。

2 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

3 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月30日から施行する。